

京都市職員給与条例施行細則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年3月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第80号

京都市職員給与条例施行細則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

京都市職員給与条例施行細則の一部を改正する規則（平成28年3月31日京都市規則第111号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「附則第16項」を「附則第17項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(行財政局人事部給与課)